



第 202000106260 号  
防起第 1008号-1  
発 境 自 第 47号  
令和 2年 7月 30日

中国電力株式会社  
取締役常務執行役員  
島根原子力本部長 北野 立夫 様

鳥取県危機管理局長 西尾 浩一

米子市総務部長 辻 佳枝

境港市総務部長 築谷 俊三

島根原子力発電所 1号機第 3回定期事業者検査の実施について（申入れ）

島根原子力発電所 1号機の廃止措置に関してその全体計画及び第 1段階の廃止措置の実施に限って了解するに当たり、平成 29年 6月 27日付第 201700080193号、防起第 671号-1及び受境自第 33号で 8項目の条件を付したところです。

については、2020年 7月 9日付島原本広第 207号により連絡があった第 3回定期事業者検査の実施に関して、下記について申し入れ、貴社の責任ある対応を求めます。

記

- 1 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
- 2 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
- 3 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
- 4 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- 5 定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。